## 定期講習へ行記 [1]

「(指定講習機関第1号)電気工事技術講習センター」で受講しましょう!

## 第一種電気工事士のみなさまへ

## 5年に一度の定期講習をお忘れなく!

第一種電気工事士の方は、免状交付日から5年以内、その後は前回受講日から5年 以内に講習を受講することが雷気工事士法により定められています。

全日電工連 電気工事技能競技全国大会

の
スキルチャンピオン

電気工事技術講習センターが選ばれる理由

実績No. 1 はここにある!

25年以上の 講習実績

マイページから 技術情報閲覧 サービス

全国47都道 府県、複数の 地域で開催

最新情報 事故事例が 豊富なテキスト

豊富な経験を もつ講師陣に よる対面講義

登録されていない方は、まず登録を!登録いただきますと受講期限3カ月前までに講習をお知らせいたします。

## (指定講習機関第1号) 電気工事技術講習センタ 般財団法人

〒105-0004 東京都港区新橋 4-7-2 (6 東洋海事ビル 4 階) http://www.eei.or.jp 開設機

TEL: 03-3435-0897 FAX: 03-3435-0828

実施協力団体:全日本電気工事業工業組合連合会 日本電気協会



